

浜松市博物館観覧料の減免措置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号。以下「条例」という。)に基づく観覧料の減免その他観覧料の取扱いについて必要な事項を定める。

(小学校の児童及び中学校の生徒に準ずる者)

第2条 条例別表第3の備考1に規定するこれらに準ずる者は、次に掲げるものとする。

(1) 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒

(2) 満15歳以下の外国人学校の児童及び生徒

(高等学校の生徒に準ずる者)

第3条 条例別表第3の備考2に規定するこれらに準ずる者は、次に掲げるものとする。

(1) 特別支援学校の高等部に在籍する生徒

(2) 専修学校の高等課程に在籍する生徒

(3) 高等専門学校の生徒

(4) 満16歳以上満18歳以下の外国人学校の生徒

(観覧料の減免)

第4条 浜松市博物館条例施行規則(昭和54年3月30日浜松市教育委員会規則第3号。以下規則という。)第6条第5号に規定する特別な理由があると認める場合は、次に掲げる者が観覧する場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 博物館(相当施設機関を含む。)の職員で、その運営を調査する者 免除

(2) 大学及びその他研究機関で学術調査研究する者 免除

(3) 学校教育の関係者(職務上必要とする者に限る。) 免除

(4) 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者 免除

(5) 小学生、中学生及び高校生(準ずる者を含む)の団体の引率者 免除

(6) 幼稚園児及び保育園児の団体の引率者 免除

(7) 教育委員会が主催する講座等の受講生の引率者 免除

(8) 行政視察等の視察者及び引率者 免除

(9) 団体に同行する交通機関又は旅行業者の関係者 免除

(10) 観光者を案内する浜松観光ボランティアの会会員 免除

(11) 館長が必要と認めて発行する招待状を提示した者 免除

(12) 地方公共団体その他の公益的団体が事前に発行する優待券等で、館長が認めたものを提示した者 2割以内の減額

(13) 浜松市博物館のホームページに掲載する割引券又は館長が必要と認めて発行した割引券を提示した者 2割以内の減額

(14) 浜松市博物館ボランティアに登録している者 免除

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条に1号を加える規定は平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。